

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年9月29日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
野菜類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)	
	会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針 ^{※2} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ)	福島市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、二本松市、大玉村		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—	
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—	
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	福島市		—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成27年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成28年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成29年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成30年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成31年産)(2019年産)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和2年産)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和3年産)	※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	真野川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	クロソイ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※14}	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※15}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*2 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

*3 南相馬市(平成24年2月9日付)にて付件により設置された「帰還困難区域に限る」、大船町(平成25年5月7日付)にて付件により設置された「帰還困難区域に限る」、双葉町(平成25年5月7日付)にて付件により設置された「帰還困難区域に限る」、猪名川町(平成25年3月7日付)にて付件により設置された「帰還困難区域に限る」、鷹巣町(平成25年3月7日付)にて付件により設置された「帰還困難区域に限る」。

※4 福島県広野町、磐梯町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、川内村・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、田村市(郡路町、船引町横瀬、船引町山根並びに市内有林福島県森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、257林班から270林班までは、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、原町区(高岡村・星置村、原町区高岡村・木曾岬村、原町区馬場町・玉山台、原町区馬場字柳原、原町区馬場字御岳原、原町区片倉庄津及び原町区・原守と田城並びに市内有林磐梯森林管理署204林班から207林班まで、208林班の一部、209林班から210林班まで、209林班から201林班まで、205林班から209林班までの区域を除く)、伊達市(旧月館町・旧月館町御代田北、東、西及び新郷/内に限る)、及び月館町御代田北、東、西及び新郷/内に限る)、旧田舎町(重山町・山野町に限る)、旧佐久村・保原町所轄の明治村・久保田、伊豆村・西郡山・音ヶ浦、河原田、東深町、西深町及び東田(に限る)、及び保原町柱住(挾田、平、宮、内前、前田、稻葉、妙沙、砂子下及び稻岸一限る)、旧保原木村・木曾町大崩(寺脂、清水、渋谷、松平、久安、櫛添、里ヶ戸、野川、ハロ、宝木塚、笠石井及び上原)を除く)、柴川町新田村及び柴川町八幡(八幡の区域に限る)、八幡松村(旧川治村)及び米沢限る)、旧芦野村・旧上保原村(八幡の区域に限る)、八幡下村・旧芦野村、旧芦野村(八幡村)及び旧上保原村の区域に限る)、桑折町(旧本村田及び旧上野庄村の区域に限る)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る)、郡山市(旧富山町の区域に限る)、

※5 福島県福島市(旧福島市)、旧小国町、旧立子山町・旧松川町、旧水原村、旧下川崎町及び旧平田庄村の区域に限る。)、郡市郡(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川町の区域に限る。)、田村市(郡路町・船引町横浜・船引町中山字下馬、常葉山莊町堀田並に市内固有林福島森林管理署251林班一部、252林班、253林班の一部、255林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで

※参考：新潟市南区(平成24年2月20日付け)市立上野小学校附属園田地区を「区域に限る。」、川原町・宮町(平成26年6月27日付け)市立上野小学校を「附属園田地区に限る。」、柴原町・宮町(平成26年6月27日付け)市立上野小学校を「附属園田地区に限る。」

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)。及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)。

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)。及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く・区域に限る)。

*9 福島県相馬市(平成24年3月10日付け指示により設定された居住剝離区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年5月7日付け指示により設定された居住剝離区域に限る。)、富岡町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された帰還困難区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*12 福島県大熊町(平成24年1月10日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日以降立入規制が緩和された区域を除く)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(限る。))

*14 当該県において同様に生じる牛について、県外への移動(12月未満の牛のものを除く)、及びと畜場への輸入を禁じし控えよう要請

※15 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大土村、川内村、葛尾村、飯沼村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年9月29日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるマツタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大字町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、城里町、大字町
	水産物	ウナギ
	肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塙谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塙谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	肉	イノシシの肉
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、洪川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、洪川市(旧洪川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
水産物	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷が可能。

*2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和3年9月29日現在

福島県		出荷制限
クサツツ(こごみ)	H24.5.9～: 福島市、猪折町 H24.6.1～: 相馬市、伊達市、西郷町、三春町 H24.6.2～: 川俣町 H24.6.7～: 田村市 H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町 H24.3.10～R3.9.10～部解除: 二本松市、大玉村(被曝されるクサツツは出荷制限の対象から除く。) H24.4.30～: 那山市 H24.5.7～: 横葉町、東郷村 H24.5.10～: 庄原町	
クサツツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市	
コシアブラ	H24.4.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 那山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.6.10～: 伊達市、西郷町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.6.14～: 福島川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.6.17～: 猪折町、猪苗代町 H24.6.20～: いわき市 H24.6.22～: 三島町、川内村 H24.6.26～: 逸川町、庄原町 H24.6.28～: 本宮市、田村市、小野町、吹町、金峰町下町、玉川村、平田村、中条村 H24.6.29～: 三春町 H24.6.30～: 那山市 H24.6.31～: 金成若林村、磐石町 H24.6.32～: 金山町 H24.6.30～: 岩和村	
コシアブラ (野生のものに限る。)	H28.4.28～: 西会津町 H28.5.6～: 及見町	
ゼンマイ	H24.4.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H24.6.21～: 南相馬市 H24.6.14～: 横葉町、東郷村 H24.6.16～: 福島川町 H24.6.20～: 川内村 H24.6.27～: 那山市 H24.6.31～: 田村市	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.14～: 庄原町、大玉村	
ワフミンク (野生のものに限る。)	H28.6.24～: 福島川町、西郷町	
タラノメ (野生のものに限る。)	H24.4.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.4.2～: 福島市 H24.4.7～: 那山市、白河市、塙町、西郷町 H24.6.10～: 大玉村、西郷村 H24.6.14～: 川俣町 H24.6.25～: 南相馬市 H24.6.14～: 逸川町、猪苗代町 H24.6.19～: 二本松市、吉川町、磐谷村 H24.6.20～: 川内村 H24.6.28～: 本宮市、福島川町 H24.6.30～: 磐石町 H24.6.30～: 田村市 H24.6.14～: 猪苗代町 H24.6.32～: 北塙原村	
フキ	H27.5.25～: 高尾村	
フキ(野生のものに限る。)	H26.6.19～: 猪折町、福島川町 H26.6.16～: 天栄村	
フキノトウ (野生のものに限る。)	H24.4.9～: 福島市、川俣町、相馬市、広野町 H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市 H24.6.10～: 伊達市、桑折町、西郷町 H24.6.11～: 横葉町、東郷村 H27.2.25～: 南相馬市 H28.1.20～: 本宮市	
ワラビ	H24.5.10～R2.3.10～部解除: 伊達市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.6.10～H28.8.1～部解除: いわき市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.6.17～: 川俣町 H24.5.17～H27.5.15～部解除: 喜多方市 H24.5.17～H28.8.2～部解除: 福島市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.6.10～: 南相馬市 H24.6.11～: 飯川村 H24.6.20～: 横葉町 H24.6.14～: 東郷村 H24.6.14～: 庄原町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H28.5.14～: 二本松市 H28.5.14～: 庄原町	
ウメ	H23.6.2～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.6.6～H22.1.3解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) 原南相馬市第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.6.6～H22.1.3解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
ユズ	H28.8.29～: 福島市 H28.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。)	
クリ	H28.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.9.20～R3.6.24解除: 伊達市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市	
キウイフルーツ	H23.12.3～H26.11.17解除: 相馬市 H26.12.9～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
小豆	H25.1.4～H25.11.7～部解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)	
雑穀	H24.11.15～H25.11.7～部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧小国町の区域に限る。)	
大豆	H24.12.25～H26.3.13～部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.1.4～H26.3.13～部解除: 郡山市(旧野谷村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: H25.1.4～H25.8.9～部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.1.4～H25.8.9～部解除: 桑折町(旧立山村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: H25.2.18～H25.7.10～部解除: 福島市(旧立山村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.3.5～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.3.25～H25.7.10～部解除: 福島市(旧草坂村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.1.4～H25.5.17～部解除: 伊達市(旧塙川村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: H25.1.4～H25.7.10～部解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H25.1.4～H25.11.7～部解除: 本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) ～H28.3.25解除: H25.12.18～H27.6.23～部解除: 南相馬市(旧白岩村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: H26.12.17～H27.6.23～部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ～H28.3.25解除: H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧大生村に限る。)	
穀類 米(平成29年度)	H23.11.17～: 福島市(旧小国町の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市(旧小国町及び旧月映町の区域に限る。) H24.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。) ～H26.12.9～: 二本松市(旧渋川村の区域に限る。) ～H26.12.9～: 伊達市(旧桂沢村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.12.9～: 伊達市(旧塙川村の区域に限る。) ～H26.14～: 伊達市(旧塙本村の区域に限る。)	

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H24.10.28～: 十和田市(カラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、鶴上町(カラタケ、クリタケを除く。) H24.10.26～H27.11.20解除: 十和田市(カラタケに限る。) H24.10.26～H30.11.7解除: 十和田市(ブナハリタケ、ムキタケに限る。) H24.10.26～R1.8.28解除: 十和田市(ナメコに限る。)</p> <p>H24.10.30～: 青森市(カラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。) H24.10.30～H27.11.20解除: 青森市(カラタケに限る。) H24.10.30～H30.11.7解除: 青森市(ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジに限る。) H25.1.1～: H28.10.4～: 鶴ヶ沢町(カラタケを除く。) H25.1.1～H27.11.20解除: 鶴ヶ沢町(カラタケに限る。) H24.10.26～: 鶴上町(カラタケ、クリタケを除く。) H24.10.26～H29.3.31解除: 鶴上町(カラタケに限る。) H24.10.26～H30.11.7解除: 鶴上町(カラタケに限る。)</p>
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東津居屋房燈台と北海道函館市恵山岬燈台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
	タケノコ	<p>H24.5.3～: 奥州市 H24.5.31～: 一関市(下記の地域を除く。) H24.5.31～R2.4.24解除: 一関市(旧大東町、旧高田山及び旧沢尻町の区域に限る。) H24.4.20～: 薩前高田市(下記の地域を除く。) H24.5.30～H28.3.29解除: 薩前高田市(旧氣仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹原村及び旧安崎村の区域に限る。)</p>
	原木クリタケ(露地栽培)	H24.5.1～: 一関市(奥州市)
	原木シイタケ(露地栽培)	<p>H24.4.13～H27.4.10～一部解除: 薩前高田市、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H27.4.10～一部解除: 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～H9.0.28～一部解除: 平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.26～H2.6.1.28～一部解除: 磐石市、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H2.6.10.7～一部解除: 磐石市、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H27.4.10～一部解除: 遠野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H27.7.17～一部解除: 釜ヶ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H25.4.8解除: 岩南市</p>
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.18～H29.10.27～一部解除: 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.23～: 薩前高田市
野菜類		H24.11.2～: 二戸市、風神市
	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H24.10.11～: 一関市、薩前高田市、平島町 H24.10.16～: 登石市 H24.10.18～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、釜ヶ崎町 H24.11.7～: 住田町 H25.10.8～: 住由町</p>
	コシアブラ	<p>H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 盛岡市 H24.5.15～: 登石市 H24.5.16～: 住田町 H25.5.9～: 北上市 H26.5.10～: 遠野市 H27.5.12～: 一戸市</p>
	セリ(野生のものに限る。)	H24.5.30～R2.4.15解除: 奥州市 H24.5.30～H27.12.21解除: 一関市
	ゼンマイ	H24.5.10～: 一戸市(奥州市)
	ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 一戸市(奥州市、薩前高田市) H25.5.17～R2.11.16解除: 二戸市 H25.5.4～: 平泉町 H26.5.7～: 釜石市
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4～一部解除: 一関市(旧磐清水村の区域に限る。) ～H27.7.1解除: 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)
穀類	ソバ	H24.11.13～H26.4.11解除: 盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)、二戸市(旧大原町の区域に限る。) H24.11.30～H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
	スズキ	H24.10.25～H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6～H31.1.34解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線上宮城福島両県界に至る線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～R3.2.17解除: 砂鉄川(支流を含む。) H24.5.8～H29.7.30解除: 舟井川(支流を含む。)
	ウダイ	H24.5.11～H27.3.10解除: 岩手県内北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流)及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除: 氷仙川(支流を含む。) H24.5.11～H28.8.25解除: 大川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解除: 全域 ～H31.3.28解除: 全域
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H27.7.6～R2.4.16～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカ肉を除く。)
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
	タケノコ	<p>H24.5.1～H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1～: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除: 丸森町(旧耕野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。) H24.5.1～H30.11.28解除: 丸森町(旧筆甫村及び旧大内村の区域に限る。) H24.6.29～H27.7.7解除: 岩原市(下記の区域を除く。) H24.6.29～H29.10.11解除: 岩原市(旧若柳町の区域に限る。) H24.6.29～H31.2.14解除: 岩原市(旧一迫町の区域に限る。) H28.8.7～H30.10.25解除: 大崎市(旧三木本町の区域に限る。)</p>
	原木シイタケ(露地栽培)	<p>H24.1.1～: 白石市 H24.1.1～H1.2.1～一部解除: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.3.15～: 霧町 H24.4.11～H2.8.25～一部解除: 水気沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H27.7.17～一部解除: 三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H8.1.23～一部解除: 岩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19～R2.7.15～一部解除: 石巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H2.7.16～一部解除: 大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～: 東松島市 H24.4.28～H2.6.26～一部解除: 壺木市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.28～H30.1.16～一部解除: 取手市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～H2.7.11～一部解除: 加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～: 富谷市</p>
野菜類		<p>H24.5.9～H29.10.11～一部解除: 艮原市(旧佐賀町の区域に限る。) H24.5.9～H29.10.11解除: 艮原市(旧若柳町の区域に限る。) H24.6.29～H31.2.14解除: 艮原市(旧一迫町の区域に限る。) H28.8.7～H30.10.25解除: 大崎市(旧三木本町の区域に限る。)</p>
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解除: 全域 ～H31.3.28解除: 全域
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H27.7.6～R2.4.16～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカ肉を除く。)
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城
福島県		出荷制限
	タケノコ	<p>H24.5.1～H27.4.24解除: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除: 丸森町(旧耕野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。) H24.5.1～H30.11.28解除: 丸森町(旧筆甫村及び旧大内村の区域に限る。) H24.6.29～H27.7.7解除: 岩原市(下記の区域を除く。) H24.6.29～H29.10.11解除: 岩原市(旧若柳町の区域に限る。) H24.6.29～H31.2.14解除: 岩原市(旧一迫町の区域に限る。) H28.8.7～H30.10.25解除: 大崎市(旧三木本町の区域に限る。)</p>
	原木シイタケ(露地栽培)	<p>H24.1.1～: 白石市 H24.1.1～H1.2.1～一部解除: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.3.15～: 霧町 H24.4.11～H2.8.25～一部解除: 水気沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H27.7.17～一部解除: 三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H8.1.23～一部解除: 岩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19～R2.7.15～一部解除: 石巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H2.7.16～一部解除: 大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～: 東松島市 H24.4.28～H2.6.26～一部解除: 壺木市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.28～H30.1.16～一部解除: 取手市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～H2.7.11～一部解除: 加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～: 富谷市</p>
野菜類		<p>H24.5.9～H29.10.11～一部解除: 艮原市(旧佐賀町の区域に限る。) H24.5.9～H29.10.11解除: 艮原市(旧若柳町の区域に限る。) H24.6.29～H31.2.14解除: 艮原市(旧一迫町の区域に限る。) H28.8.7～H30.10.25解除: 大崎市(旧三木本町の区域に限る。)</p>
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解除: 全域 ～H31.3.28解除: 全域
	クサソツ(こごみ)	H24.4.27～H27.8.23～一部解除: 大崎市 H24.5.2～H25.2.23解除: 加美町 H24.5.9～H27.5.25解除: 加美町 H24.5.9～H27.7.24解除: 氣仙沼市
	コシアブラ	H24.5.7～H2.8.25～一部解除: 白石市 H24.5.8～: 霧町
	ゼンマイ	H24.5.11～H2.7.15～一部解除: 仙台市
	タラノメ(野生のものに限る。)	H28.4.25～H30.8.6解除: 氣仙沼市
	ワラビ(野生のものに限る。)	H30.5.29～: 大崎市、加美町
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.3.1.4～一部解除: 艮原市(旧金田村の区域に限る。) ～H25.1.19解除: 艮原市(旧沢村の区域に限る。)
穀類	米(平成25年産)	H25.3.19～R2.3.16解除: 艮原市(旧沢村の区域に限る。)
	ソバ	H24.11.16～H26.4.11解除: 艮原市(旧沢村の区域に限る。) H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市(旧一迫村の区域に限る。)
	クロダイ	H24.6.28～H31.3.14～一部解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.12～H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.10.25～H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.30～H25.4.30解除: マダラ(尾の重量がキログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H24.5.17解除: マダラ(尾の重量がキログラム以上もの)
	ヒガノフグ	H24.5.27～H25.2.18解除: 宮城県内岩阿武隈川(支流を含む。)のうち、白幡堤より上流の白石川(支流を含む。) H24.5.27～H24.5.27解除: 宮城県内岩阿武隈川(支流を含む。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域 H24.6.27～R1.1.0解除: 宮城県内岩阿武隈川(支流を含む。)のうち、白石川の白幡堤堤頭より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	H24.4.20～H2.7.9解除: 宮城県内岩阿武隈川(支流を含む。)のうち、七ヶ宿ダムの上流(支流を含む。)ただし、下記の支流を除く。 H24.4.20～: 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 大倉川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.24～: 三川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び鳴子川(支流を含む。)及び三川のうち荒利沢ダムの上流(支流を含む。) H24.5.22～: 合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び合川(支流を含む。)及び合川のうち荒利沢ダムの上流(支流を含む。) H24.5.22～: 二戸川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び二戸川(支流を含む。)及び二戸川のうち荒利沢ダムの上流(支流を含む。) H24.12.6～: 広瀬川(支流を含む。)
	ウゲイ	H24.4.20～H2.8.25解除: 宮城県内の庄武川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～H2.8.25解除: 宮城県内の大川(支流を含む。)
肉の肉	牛の肉	H23.7.28～H23.8.10～一部解除: 全域 ～H31.3.28解除: 全域
イノシシの肉	イノシシの肉	H24.5.22～: 金城(上記区域を除く。)
クマの肉	クマの肉	H24.5.26～: 金城
シカの肉	シカの肉	H24.5.19～R2.5.19解除: 金城(上記区域を除く。)

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和3年9月29日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.25解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.26解除：永野川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.1解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H25.5.30～H27.6.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.23解除：大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.23解除：荒井川（支流を含む。） H24.5.30～H25.1.25解除：武茂川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。）
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～一部解除：全域 ～H31.3.26解除：全域
	イノシシの肉	H23.1.22～～H23.12.2～一部解除：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
	シカの肉	H23.1.22～～H23.12.2～一部解除：全城
その他 茶		H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.8.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.8.2～H25.5.31解除：鹿沼市

群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～～宿田市、東吾妻町、猪苗代町 H24.10.10～～高崎市 H24.10.18～～安中市 H24.4.28～～長野原町 H24.11.19～～みなかみ町 H30.8.7～～川場村 前橋市（旧吾妻町に限る。）、沼田市、渋川市（旧吾妻町に限る。）、面河市（旧高崎市に限る。）、みなかみ町（旧多胡町に限る。）、下仁田町、伊豆高原町、草津町、みなかみ町、面河村、片品村及び田市町村は平成15年3月31日時点のもの
水産物	こしあぶら(野生のものに限る。)	H30.8.7～～前橋市（旧吾妻町に限る。）、沼田市（旧利根村に限る。）、渋川市（旧奥川町に限る。）、川場村、中之条町（旧中之条町に限る。）及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)	R1.4.17～～沼田市（旧沼田町） 田市町村は平成15年3月31日時点のもの
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～～吾妻川のうち通島橋から東京電力株式会社佐久角懸垂水壩設置までの区間（支流を含む。） H24.4.27～～H24.11.9解除：薄根川（支流を含む。）
肉	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～～H25.4.25解除：小川中川（支流を含む。）及び猪ノ川（支流を含む。） H24.6.8～～H24.11.3解除：烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。） H24.6.8～～H25.6.25解除：薄根川（支流を含む。） H25.3.12～～H30.1.29解除：
	イノシシの肉	H24.10.10～～全城
	クマの肉	H24.4.10～～全城
	シカの肉	H24.11.1～～全城
	ヤマドリの肉	H25.1.22～～全城
その他 茶		H23.6.30～H24.5.26解除：栃生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市

埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.10～～横瀬町、皆野町 H24.10.29～～ときが小町 H24.5.1～～猪山町

千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	ショウガ、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	バセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
農産物	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除：栄町 H24.4.6～H28.9.21解除：我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～～表綱子市 H23.10.11～～H28.10.14～一部解除：春日部市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H23.4.1.18～～深谷市 H28.12.22～～H28.10.14～一部解除：佐倉市 H24.2.23～～H28.1.25～一部解除：印西市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.10～～白井市 H24.4.18～～八千代市 H24.5.19～～H26.3.6～～鴨居町、春日市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.11.14～～H28.10.14～一部解除：吉浦町（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.4.16～～H28.2.15～一部解除：千葉市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。）
水産物	原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.10～～H28.3.19～一部解除：山武市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.11.14～～H28.11.20～一部解除：春日市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。） H24.12.14～～M28.10.14～一部解除：春日市（ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除外。）
	ギンブナ	H24.4.19～～季夏稻及び秋稻掘に投入する河川（支流を含む。）、季夏川（支流を含む。）
	コイ	H25.7.3～～季夏稻及び秋稻掘に投入する河川（支流を含む。）、季夏川（支流を含む。）
	ウナギ	H25.4.11.2～～千葉県内の新堀川のうち猿橋大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、岡銚用水第一排水機場の下流、八幡川、与田浦並びに毎田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	H24.1.5～～H25.1.18～一部解除：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他 茶		H23.6.2～H25.5.13解除：成田市

神奈川県		出荷制限
その他 茶		H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.2～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.25解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町

新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H28.6.9～～魚沼市、津南町 H30.2.21～～南魚沼市、湯沢町
肉	クマの肉	... H24.11.5～～新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新潟東市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出崎町、湯沢町、胎内町、聖籠町、阿賀野市、村上市、糸魚川市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）

山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.18.26～～富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～～飯井沢町、御代田町 H24.10.1～～小海町、青木村（マツタケを除く。） H24.10.1～～H27.1.20解除：小海町、南牧村（マツタケに限る。） H24.10.11～～佐久市（マツタケを除く。） H24.10.11～～H27.1.20解除：佐久市（マツタケに限る。） H24.10.1～～H27.1.20解除：小諸市（マツタケに限る。） H25.10.21～～H27.1.20解除：佐久穂町（マツタケを除く。） H25.10.21～～H27.1.20解除：佐久穂町（マツタケに限る。）
	コシアブラ	H25.5.21～～聖籠町、御代田町 H26.5.28～～中野市、茅野市、東筑摩村 H27.1.28～～不破平野 R2.6.18～～御代田町
肉	シカの肉	H29.1.27～～龍井沢町 H29.12.7～～H29.12.7～一部解除：富士見町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）

静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～～御殿場市、小山町 H25.10.3～～富士宮市、富士市 H26.10.7～～裾野市

※「*」の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和3年9月29日現在

福島県	摂取制限	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～H27.2.18解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、H23.3.23～6.15解除: 原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、H23.3.23～H29.3.14解除: 原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.4.13～飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る。)	
	H23.9.15～R3.9.10一部解: いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)	
	H23.9.20～R3.9.10一部解: 南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.28～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象